

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

一般社団法人岡山県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

S15140・S16048・S15138

② 施設の情報

名称：岡山聖園子供の家	種別：児童養護施設		
代表者氏名：施設長 則武直美	定員（利用人数）：54名		
所在地：〒700-0814 岡山市北区天神町 6-34			
TEL：086-222-4806	ホームページ： http://www.misono-j.or.jp/		
【施設の概要】			
開設年月日：1931(昭和6)年11月			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 みその児童福祉会			
職員数	常勤職員：	28名	非常勤職員 1名
専門職員	(専門職の名称)	名	個別対応職員 1名
	心理療法担当職員	1名	家庭支援専門相談員 1名
	自立支援担当職員	1名	
施設・設備 の概要	(居室数)		(設備等)
		20室	本館+別館(法人本部、小規模グループケア)

④ 理念・基本方針

私たちは神さまからお預かりした子どもたち一人ひとりを愛し、心を尽くして養育をおこないます。

⑤ 施設の特徴的な取組

- ・食育
- ・ワーキングチーム
- ・ボランティアを活用した支援(国語教室、英語教室、音楽教室、ダンス教室)
- ・働きやすい職場環境作り

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年10月1日(契約日) ~
--------	-------------------

	平成 30 年 3 月 25 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（平成 26 年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・1931(昭和6)年に開園し、児童養護施設の草分けとして社会の要請に応え運営されています。
- ・「一人ひとりを愛し慈しむ心」をもって、適正な利用率と職員体制を堅持する中で堅実な運営がなされています。
- ・有給休暇の取得しやすい環境が作られており、不規則な勤務の中で5連休の取得の奨励など働きやすい職場作りが行われています。
- ・施設長はリーダーシップを発揮し施設としての新しい取り組みに挑戦され、社会に開かれた施設を目指されています。その結果、地域との交流する機会が増え、子どもたちの成長に良い影響を与えています。
- ・担当制で子どもを支援しており、子ども一人ひとりに応じた必要とする養育・支援内容の変化や、新たな知識・技術の導入する際に現状に応じた検討や実践が、組織的に行われています。
- ・施設の内外で積極的な体験学習をする養育プログラムを実施しており、ワーキングチーム(食育WT、ドッジボール、ボランティアクラブなど)により組織的に養育の質の改善を図っています。
- ・子供の日常生活場面での面接を組織的に行っています。

ケース担当者の他に心理担当職員、家庭支援専門員、自立支援担当職員、個別担当職員等がそれぞれの視点から養育支援場面での面接を行っています。養育場面でのノンバーバルなコミュニケーションでも丁寧に支援しています。

◇改善を求められる点

- ・中長期計画の作成が十分に行われておらず、単年度の計画への繋がりが明確になっていません。各事業所単位に分析・計画を立てられることが望まれます。
- ・養育支援業務の標準化、マニュアル化について
養育支援の実施過程では多様な支援者による組織的な取り組みが行われています。日常生活場面での支援領域についての目標と職員の留意点を文章化し、標準的な支援方法を示していますが、その他にも標準的な手順の整備が望ましい点が散見されました。それぞれの評価細目のコメントとして、ここに提示させていただいていますので検討を期待します。特に、自立支援計画策定過程については周到な手順と留意点を職員が共有できるように、マニュアル等の文章化が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、高評価を得られた点については今後も継続、強化していき、子どもたちとしっかり向き合い、信頼関係を構築しながら、個々に応じた丁寧な支援が出来るよう努めていきたいと思っております。また、ご指摘頂いた点についても検討し、職員の意識統一、スキルアップ、組織力向上を図り、職員全員が1つのチームとして支援、

養育に当たり、子どもの最善の利益へつないでいくことを目指したいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p><コメント>2～3年前に、施設長が基本運営方針として決定しました。職員への周知という面で十分ではありません。また、保護者への周知については、事業所からの情報発信が行われていませんので、今後検討されることを期待します。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	② ・b・c
<p><コメント>行政の福祉計画がはっきりしない中で、利用者数とのバランスの中で職員体制を構築し、適切な運営が出来るように努力されています。加算の取得や利用率を上げることにより収益が確保され、人件費率を抑え、収支差額を確保し適正な経営が行われています。また、小規模グループケアの実施に向けた準備が進められています。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	③ ・b・c
<p><コメント>10 数年後の施設の全面的な建て替えに向けて準備が進められています。人材の育成や経費の節約等、職員への周知も図られています。法人改革が国の方針として進められようとしていますが、地域貢献についてははっきりしないところもあり、具体的な取り組みには至っていません。法人本部が岡山にあり、理事会との施設運営の課題については共有されています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・(b)・c
<p><コメント>理事会にて中・長期計画が立てられていますが、法人が抱える事業所が県を跨ぐことから施設ごとの詳細な計画が立てられていません。設備資金の積み立ての計画等、評価施設の将来計画を検討されることを期待します。また、児童養護施設の抱えている問題に対する取り組みを具体化されることを望みます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・(b)・c
<p><コメント>具体的な事業計画が立てられていますが、現在の経営分析とのつながりが明確にされていません。また、中・長期計画との関連も明確ではありません。施設内における意思統一は行われていますが、経営、管理、運営面での課題取り組みの計画が見られません。広い視野での単年度計画策定が望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・(b)・c
<p><コメント>施設の運営に必要な計画については、職員間で意見集約がなされています。テーマも設定され、周知されています。次年度への反映や児童養護施設としての新たな取り組みなど、一歩踏み込んだ取り組みを期待します。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・(c)
<p><コメント>事業計画は子どもや保護者へは周知されていません。行事計画や図書便りなど、生活にかかわる情報は周知が図られています。施設の置かれている状況から難しい面もありますが、保護者への周知について検討されることを期待します。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・(b)・c
<p><コメント>養育・支援の質の評価は職員間でなされています。特に子どもの権利については敏感に観察されています。職員間において質の向上への意思が一致していないように見受けられます。個別ケアでの標準化を進める中で、職員の意思統一を図られることを期待します。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・(b)・c
<p><コメント>3年おきの第三者評価や倫理についての自己評価は行われていますが、その段</p>		

階に留まっています。自己評価の分析による課題の共有化も、進められていません。今回の第三者評価を期に評価結果を分析するとともに課題を明確にして、職員間でそれらの課題を共有されることを期待します。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント>施設長が自ら基本運営方針を決め、職員にこれまでの管理的な運営から自由な運営への転換を表明されています。リーダーシップを発揮され、各種会議に参加して、自らの考えを述べるとともに実現に向けて努力されています。職員の理解を図り自主的行動を重視し、外部の協力を仰ぎながら運営をされています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント>法人内部の研修や社会保険労務士、弁護士の協力を得ながら法令の遵守に努められています。職員の出産後の勤務継続について、努力され結果を出されています。また、夜間勤務についても職員の勤務軽減や改善に努められています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント>職員の研修体系を作成し、その体系に基づいて研修が実施されています。施設長が研修計画に参画し、コメントもされています。研修全体についての理解が深いと感じました。また、職員との関係も良好に保たれていると判断しました。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント>人員の募集に力を入れています。また、働きやすい職場環境の整備に努められ、夜勤の改善等に成果を出されています。施設の改修に向けた財務状況への対応も進められています。職員会議の開催や幹部職員への課題の周知等適切に行われていて、事業所における課題が明確になっています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・Ⓑ・c

<p><コメント>女子児童施設の中で、男性職員を増やしてきています。一方、募集活動が行われていますが、達成出来ていません。小規模グループケアを実施するために職員の増員が不可欠ですが、十分な結果が出ていません。また、心理担当職員の採用や加算対象の職員の採用には努められています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント>目標管理による期待する職員像に向けての取り組みが行われています。人事考課は実施されておらず、給与面への反映はありません。総合的な人事管理に関する検討を期待します。一方、職員のローテーションやキャリアパスにおいて職員の希望を聞く体制は出来ています。保育士配置との関係で措置費の改善が進められますので、処遇改善に向けた検討が進められています。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント>有給休暇の取得率、残業時間の管理、夜勤回数の制限等就業状況の把握が適切に行われています。働くママの環境づくりに取り組まれており、育児休暇、時短、休日勤務の軽減等実施されています。年に1回は5連休の休暇取得を全職員に実施する努力がなされています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント>目標管理の書式があり、それに基づいて職員面接が行われ評価がなされています。求められる職員像に向けて研修が計画され、職員の希望も反映して実施されているように見受けました。リーダー、主任からも適時報告が行われています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント>研修の目的が設定され、各種研修が研修計画に基づいて実施されています。特に「子供の権利」を守るための研修に注目されています。研修の報告が職員会議等で行われ、実際の養育・支援活動に活かされています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント>施設からの要請もあり、研修には積極的に参加しています。研修機会も多く、職員として研修が受けやすい環境にあります。自閉症や、発達障害に関する研修も受けるように進めています。退職職員を減らす対策として、新人職員研修に力を入れています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント>保育士の実習を積極的に受けています。担当者を決め、中間評価をしたりして実習の充実を試みています。マニュアルも簡単な内容で作成し、実習生に確認を行っています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント>決算情報や現況報告はホームページへの掲載、職員用、法人用の掲示板への掲載がなされています。しかし、第三者評価の内容や広報誌等を使用した活動の紹介はなされていません。地域交流の内容や、施設の活動の様子を公開する方法を検討されることを期待します。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント>3年に1度の社会的養護施設の第三者評価と会計事務所による会計の管理・指導は行われています。今後さらに、外部監査や第三者による法人施設運営のチェックを計画されることを期待します。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント>うらじゃ祭りやだんじり祭りへの参加をはじめとする施設外での行事への参加を積極的に行い、地域交流を図っています。学校の友人が施設を訪問することもあり、施設が閉鎖的にならないように努力しています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a ・b・c
<p><コメント>子どもの勉強を支援するボランティアや、子どもの散髪、環境整備、子どもの遊びに応じたボランティアを積極的に受け入れています。これらのことは、施設の社会的理解の促進に役立っていると考えます。また、ボランティア受け入れについての簡単な注意と施設の説明が文章化され、記録も行われています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
<p><コメント>地元小学校、中学校、児童相談所など必要な関係機関との連携は行われています。担当職員を中心に、各機関との情報共有が図られています。しかし、子供の見守り、特に、虐待についての地域での発見が十分に行われていません。地域でのネットワーク化への取り組みが更に進められることを期待します。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		

26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・ ③ ・c
<p><コメント>児童家庭支援センター化に向けて取組が進められています。また、子育て支援拠点としてトワイライトシティの実施も検討されています。しかし、行政とのタイアップがスムーズに行われていないため、実現できていません。今後より一層の施設の機能を生かした子育て支援に関する地域支援活動が期待されます。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント>民生委員、児童委員との定期的な情報交換を行い、地域ニーズの把握に努められています。計画として24時間対応の相談業務を行う機能を事業所に設けることも検討されていますが、実施には至っていません。地域として子供への虐待の発見が十分ではなく、事業所としても専門性も備えるには十分ではありません。現在、今後の検討課題として関係機関との連携が進められています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	③ ・b・c
<p><コメント>「みその仁愛ノート」(養育方針)を全職員の参画と総意に基づいて定めて、法人・施設の方針を共有し周知を図っています。また、所属団体の権利擁護関係の研修会には計画的に全職員が交代で参加しています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント>職員は施設内の研修のみでなく、施設外の人権関係の研修に全員が計画的に参加するとともに、振り返りの機会を持っています。一方、子どもは児童相談所や施設のノート類を利用するなど、工夫をした学習を行っています。相部屋での居住環境の中でプライバシーの保障には制約がありますが、なお一層の個別仕様の設備・備品の工夫が求められます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ ③ ・c
<p><コメント>施設の方針や支援内容を紹介するパンフレットやホームページは保護者や第三者に解りやすく出来ています。一方、子どもに対しては写真などが見やすく出来ていますが、言葉が難しいと考えられます。子供向けの言葉に配慮した葉の提供等一層の工夫を期待します。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・ ③ ・c
<p><コメント>養育支援の開始に当たっては、子供や保護者などに養育・支援の内容を解りや</p>		

<p>すく説明しています。一方、個別の自立支援計画表の作成に当たっては、本人の意向を尊重するものとしていますが、計画策定のための面接の手順については担当者によるばらつきが見られます。自立支援計画の作成過程のマニュアルを定める等、標準化による支援の質の確保と向上が期待されます。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>家庭支援専門相談員が2名配置されており、家庭復帰、里親委託に関する支援を行っています。自立支援担当職員は1名配置されており、リービングケアとアフターケアに当たっています。子どもが退所する時には「みそのアルバム」を贈っています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p><コメント>ケース担当者による日々の生活場面面接とともに、個別対応職員、心理療法担当者や主任等が生活場面面接を重ねており、意向の表現困難な子どもについても丁寧な対応をしています。自治会には担当職員が出席して会議運営に協力し、自治会記録に記録しています。一方、定期的なアンケートなど子ども満足に関する把握と対処を計画的に進める仕組みは不明確です。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>苦情解決に関する規程によって、苦情解決の仕組みが確立されています。また、掲示物も投書箱も解りやすく提示されていますが、子どもは口頭で申し出ています。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>心理療法担当職員による「お話の部屋」を設置しています。また、施設の業務分担によって、日常生活場面面接には担当者、主任の他に心理療法担当職員及び個別対応職員が当たっています。加えて、家庭支援専門職員や自立支援担当職員の専門的内容の面接もあり、幼児や表現困難な子どもにとっても意見の表示をしやすい環境になっています。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p><コメント>職員は日々の養育支援の実施場面において子どもが相談し、意見を述べやすいように配慮し傾聴に努めています。また、職員は相談内容について記録をするとともに担当部署やライン上の報告システムにより報告・検討・対処しています。必要に応じて緊急的な情報の回覧を行っています。今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等についての組織的な手順の明文化が望まれます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p><コメント>危機管理マニュアルによってリスクマネジメント体制を確立しています。ま</p>		

<p>た、事故予防と事故発生時の対応を定めており、内容は施設内外での事故や、不審者対応、強制引き取り、性的問題行動にも及んでいます。ところが、職員自己評価では事例収集、要因分析、対応策の点で多数が不十分と認識しています。マニュアルの見直しと、ヒヤリハット収集に加えて危険予知訓練など一歩踏み込んだ取り組みが求められています。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント>危機管理マニュアルにもとづいて管理体制が確立され、予防と対処システムが策定・周知されています。内容には0-157や疥癬症を含む小児伝染性感染症対策を定めています。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント>子どもの災害時の体制は消防計画と危機管理マニュアルによって決められており、災害時の食料や備品の備蓄も行っています。毎月各種訓練を実施しており、夜間訓練や地域の関係者との連携訓練を行っています。また、訓練経過と反省事項など記録されており、避難時の支援困難事例なども把握されています。ところで、スプリンクラー設備のない状況で、幼児や支援困難事例などの初期避難には多大な困難を伴います。支援方法と初期消火設備や避難用具などについて、施設基準を超えた一層の強化が期待されます。一方、危機管理マニュアルには整備されていない水害時避難訓練もぬかりなく実施されていますが、マニュアルを見直し、定例的に内容を更新強化する体制が必要です。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。</p>	a・b・c
<p><コメント>事業計画では、養育支援領域別に標準的な目標と職員の留意点が具体的に挙げられており、支援内容のアセスメントや支援計画策定など支援の質を確保し高めるための取り組みが実施されています。一方、人権擁護関係の取組や自立支援計画策定過程での支援手順などには未整備の点が散見されます。施設事業推進体制としての防災・防犯ワーキングチームなど積極的なプロジェクトが進んでおりますので、標準的な実施方法についても幅広い見直しと改善が期待できるものと考えられます。</p>		
41	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・b・c
<p><コメント>施設事業実施内容の見直しが組織的に行われ、テーマを持ったワーキングチームによる積極的な取り組みが進められています。危機管理マニュアルや自立支援計画書などには標準とされる外部団体のモデルを導入して、専門的な基準を保っています。一方、水害対策は適切に行われていますが、マニュアルは未整備です。また、自立支援計画書策定手続きについては主任のスーパーヴィジョンがありますが、標準的な手続きは未整備の状況です。職員の自己評価でも、標準的実施方法見直しは不十分と認識されています。標準的な実施方法の定期的な見直しをする仕組みの強化が望まれます。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・ b ・c
<p><コメント>年齢別のサポートシートで児童の状況観察項目を示しています。事業計画では、具体的な養育目標項目が職員の留意点付きで示されています。自立支援計画表には、家庭(養育者・家族)及び地域(保育所・学校等)の目標・計画を示すシートが付いていて、連携の状況が把握できます。また、支援困難ケースなどを合同ケース会議で取り上げ、施設外の関係者と共に検討することが出来ます。一方、自立支援計画書策定過程で本人の意向を尊重すべきものとなっていますが、意向や意思確認する場面がはっきりしません。自立支援計画書策定過程全般にわたる標準的な手続きを定める必要があります。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p><コメント>月例の部会議の中で施設長や心理職参加でケースを計画的に取り上げて検討しており、年2回の合同ケース会議では外部の関係者参加で、長期間に立った検討や視点を変えた見直しを行うものとなっています。一方、自立支援計画についての説明はケース担当者が懇切に行っていますが、本人の意向や同意の取り扱いは担当者によって不揃いが見られます。計画の見直し過程についての手続きと手順の標準化が必要です。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a ・b・c
<p><コメント>サポートシートによって、児童の発達状況の観察と家族等との関係を記録し、時系列で追加記録するものとなっています。養育支援の実施状況の記録はケースファイルにまとめられて個別に整備されています。毎月の部門会議で個別ケースの状況を取り上げ、部門横断的に把握しています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a ・b・c
<p><コメント>施設職員業務分担表及び危機管理マニュアルによって法人事務所で個人情報管理しており、個人情報の保護と開示の両面について規定されています。</p>		

内容評価基準 (41 項目)

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

	第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	

A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a・ ② ・c
<p><コメント>子ども一人ひとりに対し担当者を中心に職員で評価結果の見直しを行い、さらに、子どもとその都度話し合いをしながら、自分の目標の確認等を行っています。担当者以外の職員の意見も明記され反映されていますが、定期的に見直すのではなく順番に行なっているので、期間を区切った定期的な見直し、モニタリングを行なった方がより良い支援ができるのではないのでしょうか。緊急の見直しが必要な場合は、その都度必要に応じて実施されています。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	① ・b・c
<p><コメント>子どもの出生や生い立ちについて、子ども自身から知りたいという思いや疑問がある時に、ケース会議で担当職員、児童相談所と相談しながら、子どもの様子をみながら慎重に伝えています。しかし、子どもが不安定になるリスクも考え、心理職を入れて、心理的なケアをしながら進めていく方がより、適切にフォローできるのではないのでしょうか。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・ ② ・c
<p><コメント>子どもは児童相談所からの入所時に、「権利ノート」について説明を受けるとともに、学校でも教育を受けていますし、「にっこりノート」で担当職員から折に触れて、分かり易く説明をされています。また、弁護士から子どもの権利擁護についての説明を岡山の企業からの支援を受けて実施する等、意欲的に取り組まれています。但し、定期的に全体の場での権利についての説明は行われていないので、例えば部屋別に実施されてみてはいかがでしょうか。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	① ・b・c
<p><コメント>ボランティアや企業の支援を受けた、グループ遠足、「うらじゃ」への参加や子ども同士の夕食等、様々な生活体験を通して他者への心づかいや、他者に対して配慮する心が育まれるよう支援をしています。このように、日頃の生活の中で、子どもたち同士が互いに協力し、助け合うことが自然に培って行けるよう、職員は寄り添いながら支援にあたっています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	① ・b・c
<p><コメント>事業計画の中でも、児童の虐待など児童の人権に関わる行為、懲戒に関わる行為の禁止を徹底する旨が明記されています。施設長を含め全ての職員が、暴力はいけない、と日頃から遵守するよう徹底化されています。学習会、研修会、ケースカンファレン</p>		

<p>スから学び、職員自身も「振り返りノート」で自分の支援が適切か不適切か点検し、気づいて直していく仕組みができています。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント>子どもに対して不適切な関わりが起こらないよう(密室では子どもを叱らない、必ずドアを開けておく等、具体的に職員に指導しています)、職員間で連携を取り確認をしながら、職員の「振り返りノート」(ケースカンファレンス、学習会、研修、人権擁護、人権侵害の防止のための点検事項)でそれらの防止と早期発見に取り組んでいます。また、人権擁護、虐待防止に関しての職員研修を行い、全職員に周知をしています。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント>対応マニュアルを整備し、人権擁護、虐待防止に関しての職員研修を行い、全職員に周知をしています。被措置児童等虐待の届出・通告の対応ができる体制を、日頃から整備していて、子どもの権利を擁護する方針が、全職員に周知・認識されています。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a・㉑・c
<p><コメント>子どもに対して日常生活で宗教の話をする事はないようですが、事業計画の中やパンフレット、広報誌、事業実績報告書に、カトリックの教えを中心とした、支援方法等が記載されています。近年の価値観の多様化、国際化からも見直しも含め「思想や信教の自由保障」を明文化をされてはいかかがでしょうか。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント>入所時の説明は児童相談所からの紹介後、見学の際に口頭で説明をしています。入所前から受け入れ体制の準備を行っており、全職員に子どもの生活歴やアレルギーなどの情報を伝え、気にかけて様子を見るようにしています。受け入れにあたっては、担当職員が入所後に常に子どもの側に寄り添い、心の変化を機敏に感じ取っていくようにしています。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント>施設や職員側から日課管理として決定することはなく、部屋ごとに自治会があり、定期的に話し合いの場を持たせる等、子ども自身の自主性を尊重しています。一方、TV鑑賞やゲーム機の使用等日常生活に必要なルールについては、担当職員の見守りを受けながら自分たちで協議を行って決めています。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		

A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント>子ども主体の自治会で子どもから意見を出して、余暇の過ごし方を考えています。地域の行事(うらじゃ、遠足、等々のイベント)への参加、アルバイト、部活動、HAPPY SMILE(ドッジボール)、リレーマラソンなどへの参加も子ども自身が決定し、新しい経験を通して子どもが社会性を身に付けられる機会を設けています。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント>子どもの発達段階に応じて、決められた小遣いの中での買い物については、小遣い帳を付けたりすることで経済観念を育成しています。また、高校生は将来の自活や進学のための貯金や仕事をして、お金を得ることの大切さを感じさせるためのアルバイトを、希望する子どもには認めています。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント>担当職員を中心に、児童相談所に相談しながら、子どもの家庭復帰を支援しています。家庭復帰にあたっては、復帰後の生活を想定しながら支援していき、復帰後も相談を受けることを伝えています。しかし、復帰後は、その状況把握や支援方法について、関係機関(児相、学校、民生委員等)との協働になるので、役割分担がやや不明確となる傾向が見受けられました。家庭支援専門相談員を中心とし、施設がより主体的に取り組む復帰後支援の体制をとるようにされてははいかがでしょうか。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	㉑・b・c
<p><コメント>措置変更で入所してきた子どもに対して、不安にならず、慣れるよう、また、自立し家庭復帰できるよう、きめの細かい支援をしています。(例えば、学校に金曜日に迎えに行き月曜日に送って行きます(月～金は寄宿舎)。)</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント>4月から自立支援担当職員を配置して、子どものニーズに応じて、リービングケアやアフターケアの支援を行っています。進学や就職での退所者が1年に一度は同窓会を開催し集まって交流する等、退所後も自由に施設を訪れることができます。来所時に、前担当職員等に現状の悩み事の相談等があった場合、必要に応じて施設長や自立支援担当職員が対応しています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㉑・b・c
<p><コメント>子どもが必要とする養育・支援内容の変化や、新たな知識・技術等の導入をする際には現状に応じた検討や実践を行ったり、研修を組織的に、また、担当制できめ細かに行っていて、記録もきちんとされています。但し、標準的な実施方法について、新人等に口頭で伝えるだけではなく、文書化して行く事で、定期的な実施方法の見直しをして行かれることを期待します。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a・㉒・c
<p><コメント>担当制で子ども一人ひとりにあった養育、支援ができています。子供たちと信頼関係が結ばれて、安心して自分の要求を主張できている事が、記録や個々の好きなグッズ等で飾られている子どもの部屋からもうかがえます。但し、職員の考え方の違い等による養育・支援の水準や、内容の差異を極力なくした一定の水準、内容を保つためにも、職員が提供する養育・支援について、標準的な実施方法を文書化することを期待します。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	㉑・b・c
<p><コメント>様々な養育を受けた子どもを受け入れ・認め・長所を伸ばしていこうという全職員共通の考えの下、子ども一人ひとりとしっかり向き合い、理解に努めています。担当制で職員は子どもと1対1の関係を心がけ、信頼関係の基で日常の生活を通して、子どもの基本的欲求が充足されるよう支援をしています。子どもの自治会の中で、子供たちでルールを決めていく等、子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障しています。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント>園庭は隣の幼稚園と共有されており、滑り台・砂場等の遊具が設置されています。施設が市街地にあり、近くには公園や小学校、中学校、公民館、美術館、図書館等の公共施設があります。子どもは職員と一緒に買い物、図書館等に行きます。高学年になると個人で自由に行き来しています。また、ボランティアによるさまざまな支援(ダンス、音楽、遠足、外食等)を受けることも多く、潤いのある生活になっています。そして、それを子どもは当たり前ではなく感謝の心を忘れないようにと指導を受けています。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・㉒・c
<p><コメント>幼児から高校生までの異年齢で生活しており、それぞれの発達に応じた遊具や学習の場の提供を行っています。部屋ごとの子どもの自治会での取り組み、職員や様々なボランティアとの関りや触れ合いによって、社会的スキルを身に付けていきます。また、事業計画に子どもの目標と職員の留意点が書かれ、様々な取り組みもされています。ところが、それを事業実績報告書の報告として簡単に全体の実績が報告されているだけなので、もう少し詳しく実績等が、分かる記録の様式を工夫されてみてはいかがでしょうか。</p>		
A-2-(2) 食生活		

A⑳	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント>食育の話、調理実習、外食、誕生食、歯磨き、手洗い等の指導など、楽しく食べるための食育指導を行うなど、食を通して「心の栄養」を大切にしています。部屋ごとに食事がなされ、朝食は部屋の台所でお汁を作ったりパンを焼いたり、高校生は、食材を自分でお弁当に詰めていく等、一連の作業から楽しみながら、簡単な料理は作れるくらいになっていきます。高校生が、部活や塾で食事時間が遅れる際も温蔵されて暖かく食べられるような配慮もされています。</p>		
A㉑	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	㉑・b・c
<p><コメント>給食やイベントのアンケートをとり、子どもの嗜好が取り入れられるように、子どもたちの嗜好調査を実施して、献立の中に子ども達の希望するメニューを入れて作成されています。自分の茶碗や箸、コップ等で食事をしていきますし、病気等で食事がとれない場合には、別メニューを提供するなど、個々に合わせたの配慮がされています。アレルギー体質の子どもに対しては、適切な対応を行なっています。また、学校の献立と重ならないようにする等の配慮をしています。</p>		
A㉒	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	㉑・b・c
<p><コメント>世界の味めぐり、日本の味めぐり等の工夫された献立、行事食、「かみかみの日(よくかんで食べる)」、「何もかけないデー(味わうために調味料をかけずに味わう)」等の子どもと職員と一緒に考え、工夫された楽しいイベントが実施されています。プランターでプチトマトをはじめとする食材を育て、それを収穫し食べることでより、食事の楽しさ、大切さを学んでいます。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉓	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント>衣類は職員と一緒に買い物に行き、年齢に応じて自分の好きな衣類を好みの店で買い、お小遣いを貯めて好きな小物を買うなど、自己表現ができるような環境に整備されています。市街地に学校があり、小学校が私服でもあることから、また、女性ばかりなのでおしゃれには敏感なため、評価施設ではTPOに合わせたおしゃれも楽しめています。子ども同士で貸しあったり、おさがりをもらったりすることもあります。ボランティアによる「服育」もあり、服を使った表現の仕方、アクセサリ作りも実施されています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A㉔	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	㉑・b・c
<p><コメント>評価施設には歴史があり、建物やその構造も古いのですが、掃除が行き届いており、花や絵画も飾られていて、気持ちも居心地も良いものになっています。庭もきれいに手入れされています。</p>		
A㉕	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a・㉑・c

<p><コメント>中高生や小規模グループケアの子どもは個室ですが、小学生は3~4人の部屋で暮らしています。テレビ室や茶室、多目的ホールなど共有空間も多く、大勢が楽しい子はテレビを見たり、読書やお絵かき、ボードゲームなどを行うことができ、くつろげる場所となっています。部屋は廊下側の窓ガラスに、カーテンを引き、家具の配置等で、個々のプライバシーや個別性の確保に努めようとしています。</p>		
<p>A-2-(5) 健康と安全</p>		
A⑳	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント>子どもが学校に行っている間に、窓を開けて風通しを良くし清掃を行っています。理美容は、ボランティアが定期的に行います。子どもの日常生活がきちんと送っている事が個人記録から分かります。</p>		
A㉑	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント>子どもの発達段階に応じて日常生活の中の生活力として、自分で健康に関する自己管理や衛生管理を行うことができるよう支援をしています。年少の子どもは個別にチェックして健康管理を行っていますし、登下校時や普段の生活の様子からも、一人ひとりの健康状態を把握しています。日頃は嘱託医が健康管理を行っていて、定期的な受診や服薬は担当職員を中心に支援を行っています。</p>		
<p>A-2-(6) 性に関する教育</p>		
A㉒	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉑・c
<p><コメント>助産師を呼んで、ライフスキルトレーニングや、職員が個別に、折に触れて話をしています。以前は職員が女性ばかりでしたが、今は男性の職員も入職されて、身近に父兄のモデルがあります。また、産休を明けた子育て中の職員や、また、これから産休を取る職員と、身近に働く女性のモデルとなる職員がいる事が子どもたちへのエールとなっています。これまで性のトラブルは発生していませんが、年齢に応じた性教育カリキュラムは未整備です。性教育は自分を守り他者を守る知識としても重要ですので、学校や幼稚園の性教育プログラムと連携した施設のカリキュラムとして取り入れていくのはいかがでしょうか。</p>		
<p>A-2-(7) 自己領域の確保</p>		
A㉓	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a・㉑・c
<p><コメント>A㉒で述べたように、建物、部屋が昔のままの作りという事もあり、個人のスペースが完全には分かれてはいません。子どもの所有物について出来るだけ共有ではなく、自分の好きなキャラクターのついているグッズの使用や、衣類や自分個人の茶碗、箸等を使用していて、個人への配慮がされています。</p>		
A㉔	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a・㉑・c

<p><コメント>小学生以上の子どもたちは、自分でアルバムを管理し、いつでも自分の成長等を振り替えることができます。職員とアルバムを見ながら話をすることもあります。女子という事もあり、思い出がより楽しくなるようにコメントを入れたり、シールを貼る等、少し手をかけてみてはいかがでしょうか。</p>		
<p>A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑳	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント>子どもの行動要因をしっかりとらえ、子どもを責めるのではなく、なぜそれをしたのか十分に話を聞くようにしています。双方から話を聞くことで、また、子ども同士による話し合いで、子ども自身で問題解決ができるよう心がけています。状況に応じて担当職員及び主任児童指導員が相談を受けて支援をしています。また、職員は普段から子ども達の様子に変化があった場合は、職員間で話し合い適切な対応が行われています。</p>		
A㉑	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント>事業計画の中でも、児童の虐待など児童の人権に関わる行為、懲戒に関わる行為の禁止を徹底する旨が明記されています。施設長を含め全ての職員が、暴力はいけない、と日頃から遵守するよう徹底化されています。担当職員等から折にふれ、子どもにもその事を伝えています。普段から子どもの様子に変化があった場合は、職員間で話し合い適切な対応が行われています。</p>		
A㉒	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	㉑・b・c
<p><コメント>児童相談所と連携しながら、担当職員が中心に保護者に統一された取り組みを行っています。これまで強引な引き取り事例はありませんが、児童相談所と警察との連携を強化し、職員には対応方法を周知しています。</p>		
<p>A-2-(9) 心理的ケア</p>		
A㉓	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント>心理士による個別的支援が必要な子どもに対しては、「お話の部屋」で実施するとともに、他の職員と連携しながら取り組むことで心のケアに対応できる体制となっています。児童指導員や保育士と同じ立場で支援計画などの実態を把握した上で、心理ケアを実施しています。心理士も大学に月に一度は勉強に通っており、きめ細かなケアができるよう努めています。</p>		
<p>A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
A㉔	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント>日々の勉強については、ボランティアと職員が中心となって教えています。特に自分を表現できるように国語教育に力を入れていて、生活歴から自分を抑制しがちな子どもが、自分自身の表現を実現していく様子が個人記録からも伺えます。具体的に示されており、進路が開かれています。また、職員が身近にいる大人の手本となり、子どもの社</p>		

会常識、社会規範等の生活技術が習得できるよう支援しています。		
A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・ ③ ・c
<p><コメント>高校卒業後は退所となるため、進路について在学時より時間をかけて本人と話し合っています。保護者や学校関係者、児童相談所の意見も汲み取りながらも、自己決定を最大限尊重し、自分で自身の道を切り開いていけるよう奨学金等の情報を提供し、支援をしています。子ども一人ひとりに対し担当者を中心に自立支援計画を作り、担当者以外の職員の意見も明記され反映されていますが、その計画を定期的に見直すのではなく順番に、緊急の見直しが必要な場合行っています。子どもと日頃の話し合いから、目標の確認等を行って作っているのですが、作成時にも確認し、定期的な見直しと、モニタリングを行う方がより最善の利益になるのではないのでしょうか。</p>		
A③⑧	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	③ ・b・c
<p><コメント>お小遣い帳を活用し、各自金銭管理をしています。高校生は将来の自活や進学のための貯金や仕事をしています。お金を得ることの大切さを感じさせるためのアルバイトについては、希望する子どもには学校の許可を得て認めています。前述の通り、高校生になるとアルバイトでの収入がありますが、基本的には貯金とし、買いたいものがあるときには職員に相談しています。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・ ③ ・c
<p><コメント>家族への連絡は、基本的に担当職員が中心となり、児童相談所と連携しながら行っています。また、親子関係の再構築や家庭復帰については、学校や児童相談所、民生委員など関係機関と連携しネットワーク会議の開催、家庭訪問で現状を把握しています。家庭の事情等の保護者の弱い面をできるだけフォローしていけるように、体制作りをネットワーク会議で働きかけています。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	⑩ ・b・c
<p><コメント>子どもの親子関係の再構築は、A③⑨で指摘したように、担当職員を中心に児童相談所と連携しながらおこなわれており、家庭復帰が期待されるケースでは外泊日数を増やすなどし、徐々に親子での生活を増やしています。また、保護者からの相談や家庭復帰後のアフターフォローも随時行っています。担当職員が中心となっていますが、家庭支援専門相談員が窓口になり、できれば専任勤務となり、施設としていつでも対応できるような体制をとり、施設内の未使用の部屋を、親子訓練室として利用されてはいかがでしょうか。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・ ⑪ ・c
<p><コメント>スーパービジョンの体制はまだ確立されてはいませんが、施設長をはじめとし</p>		

て、主任、リーダーと相談できる体制はあり、1人で抱え込まず、相談しています。また、スーパーバイザーの必要性は十分理解されています。